

鹿児島県立串木野高等学校  
日本学生支援機構給付奨学生候補者推薦基準

1 推薦者の選考対象（次のいずれかに該当すること）

- (1) 家計支持者全員が個人住民税（市町村民税）所得割を課されていないこと（奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が0円であること）
- (2) 家計支持者が生活保護を受給していること
- (3) 社会的養護を必要とする生徒であること（児童養護施設等に入所等している生徒、または、里親等のもとで養育等されている生徒）

2 推薦基準

(1) 人物について

学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が給付奨学生にふさわしく、進学目的及び進学後の人生設計が明確であり、将来良識ある社会人として活動し、将来的に社会に貢献する人物となる見込みがあること。

(2) 学力及び資質について

下記のいずれかの要件を満たしていること。

- ① 本校の教育目標に照らして十分に満足できる高い学習成績を収めている者  
（1・2年次の評定平均概ね4.0以上）
- ② 教科以外の学校活動等で大変優れた成果を収め、本校の教育目標に照らして概ね満足できる学習成績を収めている者。（1・2年次の評定平均3.0以上）
- ③ 社会的養護を必要とする生徒等であって、特定の分野において特に優れた資質を有し、又は進学後の学修に意欲があり、進学後優れた学習成績を収める見込みがある者。

(3) 家計について

「1 推薦者の選考対象」であることを確認した上で、申込者の属する世帯の状況や生活環境などを勘案して、申込者の進学が非常に困難な状況にあると認められること。なお、該当者の選考に当たっては贈与税の非課税措置が適用される直系尊属からの教育資金一括贈与の受贈者かどうかとも考慮する。

3 選考方法について

- (1) 推薦者の選考にあたっては、推薦委員会で審議し決定する。なお、進学の意欲や目的、進学後の人生設計については、推薦委員会が申込者全員を面接し、確認・評価することとする。
- (2) 推薦する人数は、日本学生支援機構からあらかじめ学校に示される推薦枠の範囲内とする。ただし、社会的養護を必要とする生徒等については、この推薦枠にかかわらず推薦できる。
- (3) 本校卒業後2年以内の者は推薦対象とする。なお、(2)の推薦枠は、この過年度卒業生を含むものとする。
- (4) 1の選考対象であり、かつ2の(1)～(4)の要件を満たしていることを条件とし、学力・資質の状況と家庭の状況を総合的に勘案して選考する。
- (5) なお、推薦された者については、機構において家計に係わる選考基準に照らして採否を決定することとなるため、推薦されても採用候補者とならない場合がある。